

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する介護補償の額及び補償基礎額を引き下げたためのものである。

2 改正の主な内容

介護補償の額の改定

		(改定前)	(改定後)
介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときの補償上限額（1月）	常時介護を受けている場合	104,530円	104,290円
	随時介護を受けている場合	52,270円	52,150円
親族等による介護を受けたときの補償下限額（1月）	常時介護を受けている場合	56,720円	56,600円
	随時介護を受けている場合	28,360円	28,300円

公務災害補償の算定の基礎となる補償基礎額の改定

< 改定前 >

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	5,943円	7,720円	9,400円	10,653円	11,538円	12,285円
学校薬剤師の補償基礎額	4,455円	5,340円	6,358円	7,430円	8,473円	9,255円

< 改定後 >

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	5,660円	7,352円	8,670円	9,612円	10,411円	11,085円
学校薬剤師の補償基礎額	4,243円	4,926円	5,864円	6,853円	7,815円	8,509円

3 施行時期

公布の日

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する 条例施行規則の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定に基づき長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額が定められたことに伴い、年齢階層ごとの年金補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を改定するためのものである。

2 改正の内容

別表第1（第1条の2関係）

年齢階層ごとに年金補償基礎額の最低限度額及び最高限度額として教育委員会が定める額は、別表第1のとおりとする。

改正前		
年齢階層	最低限度額	最高限度額
25歳未満	4,920円	12,750円
25歳以上30歳未満	5,565円	13,028円
30歳以上35歳未満	6,090円	16,028円
35歳以上40歳未満	6,539円	18,500円
40歳以上45歳未満	6,749円	22,065円
45歳以上50歳未満	6,688円	23,750円
50歳以上55歳未満	6,274円	24,409円
55歳以上60歳未満	5,549円	23,183円
60歳以上65歳未満	4,629円	20,754円
65歳以上70歳未満	3,940円	15,217円
70歳以上	3,940円	12,750円

改正後		
年齢階層	最低限度額	最高限度額
25歳未満	5,028円	12,954円
25歳以上30歳未満	5,648円	13,090円
30歳以上35歳未満	6,208円	15,944円
35歳以上40歳未満	6,647円	18,498円
40歳以上45歳未満	6,925円	21,685円
45歳以上50歳未満	6,903円	23,524円
50歳以上55歳未満	6,551円	24,551円
55歳以上60歳未満	5,757円	23,052円
60歳以上65歳未満	4,602円	19,090円
65歳以上70歳未満	3,950円	15,247円
70歳以上	3,950円	12,954円

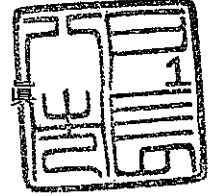
3 施行年月日

公布の日

八 人 第 7 号
平成 24 年 4 月 10 日

八戸市教育委員会委員長 様

八戸市長 小 林



市長の権限に属する事務の委任について（協議）

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、児童手当法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 24 号）が平成 24 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、貴委員会へ委任している事務の範囲を下記のとおり変更することについて、地方自治法第 180 条の 2 の規定により協議します。

記

1 変更の内容

教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員に係る児童手当に関する事務を教育長に委任するもの

2 市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則（案）
別紙のとおり

市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（昭和54年八戸市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員を除く。）に係る次に掲げる事務

ア 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）第7条の規定による児童手当の認定に関する事

イ 法第8条の規定による児童手当の支給及び支払に関する事

ウ 法第9条の規定による児童手当の額の改定に関する事

エ 法第10条及び第11条の規定による児童手当の支給の制限に関する事

オ 法第12条の規定による未支払の児童手当の支払に関する事

カ 法第13条の規定による児童手当の支払の調整に関する事

キ 法第14条の規定による児童手当の不正利得の徴収に関する事

ク 法第22条の2の規定による児童手当の寄附に関する事

ケ 法第26条の規定による届出に関する事

コ 法第27条の規定による調査に関する事

サ 法第28条の規定による資料の提出等に関する事

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一新を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(教育長に委任する事務)</p> <p>第3条 教育長に、次に掲げる事務を委任する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員を除く。)</u>に係る次に掲げる事務</p> <p>ア <u>児童手当法(昭和46年法律第73号。以下「法」という。)</u>第7条の規定による児童手当の認定に関すること。</p> <p>イ <u>法第8条の規定による児童手当の支給及び支払に関すること。</u></p> <p>ウ <u>法第9条の規定による児童手当の額の改定に関すること。</u></p> <p>エ <u>法第10条及び第11条の規定による児童手当の支給の制限に関すること。</u></p> <p>オ <u>法第12条の規定による未支払の児童手当の支払に関すること。</u></p> <p>カ <u>法第13条の規定による児童手当の支払の調整に関すること。</u></p> <p>キ <u>法第14条の規定による児童手当の不正利得の徴収に関すること。</u></p> <p>ク <u>法第22条の2の規定による児童手当の寄附に関すること。</u></p> <p>ケ <u>法第26条の規定による届出に関すること。</u></p> <p>コ <u>法第27条の規定による調査に関すること。</u></p> <p>サ <u>法第28条の規定による資料の提出等に関すること。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p>(教育長に委任する事務)</p> <p>第3条 教育長に、次に掲げる事務を委任する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>

改正後	改正前
<u>(7)</u> (略)	<u>(6)</u> (略)
<u>(8)</u> (略)	<u>(7)</u> (略)
<u>(9)</u> (略)	<u>(8)</u> (略)